

地域の子どもと大人のための 助成プラン募集！

先着順

3組程度

募集期間：令和6年6月13日(木)～令和7年2月28日(金)

助成額：1団体あたり **上限3万円**

※今年度から、体験型・講演型の助成上限額の差及び
助成の対象とする経費の違いは無くなりました。

助成の対象となる事業の実施期間 令和6年6月14日～令和7年3月31日

青少年が様々な体験活動の中で、人とのふれあいを通して自主性を育む体験活動や、子育てに悩む者同士が講演・研修・学習会を通して学びあうなどの活動のうち、優秀なプランについて、その活動費（限度額3万円）を助成しますので、ふるってご応募下さい。



●助成の対象事業

青少年健全育成活動等に係る分野

(環境保全活動、地域福祉活動、自然と親しむ活動、伝統文化保存・伝承活動、国際理解・交流活動、科学技術体験活動、子育て支援活動、音楽・スポーツ活動等)

※ 対象外となる事業

- ・国・県・市町から助成を受けている事業、乳幼児のみを対象とした事業
- ・他の団体に対する補助・委託を目的とした事業、申請時に完了している事業



●応募資格

- ・西播磨地域で青少年育成運動に取り組む民間の団体で、西播磨地域の住民等が自由に参加・加入できること
- ・宗教又は政治・営利活動を主たる目的とするものでないこと
- ・令和5年度に本事業の助成を受けていないこと



西播磨青少年本部 HP

この事業に対するお問合せは、
西播磨青少年本部まで！
ご応募お待ちしております。



【お問合せ先】 西播磨青少年本部

〒678-1205

赤穂郡上郡町光都 2-25
西播磨県民局 県民躍動室 県民課内
TEL : 0791-58-2129

(担当：高橋・樋原・石川)

●応募方法

所定の用紙に記入した後、西播磨青少年本部に提出してください。

申込先 Email : cr-nishiharima@seishonen.or.jp

※ 応募用紙は、西播磨青少年本部のホームページからダウンロードできます。

西播磨青少年本部 HP →



●選考方法・審査結果通知

提出いただいた申請書をもとに、審査のうえ結果を通知します。

●依頼事項

交付決定された場合、チラシ、プログラムなどに、西播磨青少年本部から「西播磨地域ふれあい活動促進事業」の助成を受けて実施する旨を明記して下さい。

●事業報告及び助成方法

事業終了後20日以内に実施報告書を提出してください。助成金は提出後にお支払いします。

※ ご提出いただいた事業実施状況の写真は、西播磨青少年本部のPR活動に使用する場合がありますので、ご了承ください。

助成対象経費について

経費科目	助成の対象とする経費	助成対象としない経費
謝金	活動の実施に際して依頼した構成員（以下「スタッフ」という）以外の講師等に対する謝金 ※ 物品による謝礼をする場合には、講師等からの領収書の他に物品購入の際の領収書を必要とする	① スタッフや実行委員会メンバー やボランティア等への謝金 ② 講師旅費
印刷製本費	① 広報用チラシ、活動資料等の印刷代 ② 助成事業実施報告書の印刷代 ③ 記録写真の現像・焼増し料	自己所有のコピー機等を利用した印刷代
通信運搬費	① 広報用チラシ、活動資料等の送付に必要な切手代、宅配料 ② 活動場所への資材の運搬に必要な宅配料	
使用料及び 賃借料	① 活動場所又は事前打ち合わせや事後反省会の会場使用料・借上料 ② 活動に必要な物品・器具機械等の賃借料 ③ 活動場所までの移動に要するバス借上料 ④ ③に係る駐車料金、有料道路通行料	① 個人負担となるべき施設入園料等（観光農園、学習施設等） ② 事業を実施しなかった場合のバス・会場等のキャンセル料
消耗品費	① 広報用チラシ、活動資料等の用紙代 ② 割箸、紙コップ、紙皿等「使い捨て」の物品の購入費 ③ 活動に要する材料費（食材費は除く）	① 鍋、釜、テント、カセットコンロ、草刈鎌、鋤、ビニールシート等、事後に「備品」となる物品の購入費 ② 飲食費（食材費を含む） ③ ガソリン代
その他	① 銀行振込手数料 ② 会場の仮設設備設置請負費 ③ 主催者賠償責任保険料	① 市販のテキスト購入費 ② 記念品購入、作成費（帽子、ジャンパー等）

※領収書の発行できない経費は対象外とします。